

代議員選挙規定

第1章 目 的

(目的)

第1条 本規定は、群馬県臨床耳鼻咽喉科医会（以下群耳医会という。）における、日本臨床耳鼻咽喉科医会（以下本部医会という。）代議員選挙規定により定められた規約に基づいて作成された、群耳医会の代議員選出における事項を定めることを目的とする。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第2条 選挙に関する管理業務を行うため群耳医会に、選挙管理委員会（以下委員会という。）を置く。

- 2 委員会は選挙管理委員（以下委員という。）で構成し、委員の互選により委員長を定める。
- 3 委員長は委員会を代表し事務を総理する。ただし委員長に事故がある場合は互選により委員長代行を決定する。

(選挙管理委員)

第3条 委員は各医会会長が所属医会のA会員及びB会員（以下正会員という。）の中から3名以上を本部医会会長に推薦し、本部医会会長がこれを委嘱する。

- 2 委員に欠員が生じた場合の支障を及ぼさないように、会長は若干の予備委員を推薦することができる。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員は群耳医会の理事、会長・副会長を兼ねることはできない。
- 5 委員は代議員候補者となることはできない。
- 6 委員が正会員の資格を失った場合は、委員の資格を喪失する。

第3章 選 挙

(選挙権及び被選挙権)

第4条 代議員選挙の選挙権は、選挙が実施される年の前年の9月30日における群耳医会の正会員が有するものとする。

- 2 代議員選挙の被選挙権は、選挙が実施される年の4月1日時点で満75歳未満の者がする。

(代議員の定数)

- 第5条 代議員の定数は、選挙を実施する年の前年の10月20日(以下告示日という。)における所属する正会員の数を100名で除して得た人数とする。
- 2 前項の人数の算定に当たり、1名未満の端数が生じたときは、これを1名に切り上げる。
 - 3 前2項について、所属する正会員数は告示日における人数とする。

(選挙の方法)

- 第6条 選挙は、代議員の任期が満了する年の2月末日までに実施する。
- 2 告示日は委員会が決定し、その後2週間の代議員立候補期間を設ける。
 - 3 立候補に際し候補者は立候補届と立候補理由を文章で委員会に届けなければならない。
 - 4 立候補期間終了後、委員会が選挙日程を決めて投票を行う。
 - 5 投票の方法は委員会が決めて行うことができる。
 - 6 委員会は当選者決定後遅滞なく選挙結果を本部医会に報告しなければならない。

(当選者の決定)

- 第7条 当選者の決定に当たっては、第5条に定める代議員数に応じ、有効投票数の多い者から順次当選者とする。
- 2 投票が同数の場合は、委員会において開票立会のもとに委員長が抽選を行い、当選をめる。
 - 3 候補者数が代議員定数を超えない場合は、投票を行うことなく候補者を当選とする。ただし、候補者数が定員に満たず欠員が生じた場合は補充しない。

(異議の申立)

- 第8条 選挙の効力に対して異議のある正会員は選挙結果発表日より14日以内に、文書により委員会に対して異議を申し立てることができる。

(再選挙)

- 第9条 選挙に関する不正行為の有無は、委員会において審議決定し、群耳医会会長および本部医会会長に報告する。
- 2 選挙の無効が決定された場合、再選挙を行う。

(当選者の繰上げ補充)

- 第10条 選挙結果発表日より30日以内に当選者が辞退または正会員の資格を喪失したときは、得票数の次位の者を順次繰り上げ当選者とする。委員会において当選の無効が決定された場合も同様とする。

(補欠の選出)

第 11 条 代議員が任期満了前に退任した場合、補欠の代議員選挙を実施しなければならない。ただし群耳医会理事会の決議に基づき、次回の改選時まで補欠選挙を行わないことができる。

(選挙事務)

第 12 条 本部規定にあるものを除いて選挙の実施に必要な事務事項を、群耳医会において定めることができる。

(改正)

第 13 条 この規定を変更する場合、本部医会の代議員選挙規定と照らし合わせ、変更を図る必要がある。

付 則

この規定は群耳医会会則が有効になった時より施行する。